

パブリックコメント 南相馬市指定管理者制度導入計画（第3版）（素案）の概要

1 策定の趣旨

「南相馬市指定管理者制度導入計画」については、平成26年3月に見直しを行い「南相馬市して管理者導入計画（第2版）」（以下、「第2版」という。）を平成26年度～平成30年度までの5年間の計画として策定しました。

第2版の計画期間において、積極的に制度導入の取組みにより42の公の施設において制度を導入し、住民サービスの向上と経費の縮減を一定の成果を上げてきました。

今回策定する計画については、第2版の計画終期を迎えるため、改めて市内の公の施設のあるべき管理形態を検討しなおし、引き続き公の施設における更なる住民サービスの向上及び経費の縮減に努めるため、今後5年間の指定管理者導入計画を策定するものである。

2 策定までの過程

- ・各施設主管課による「公の施設」概要調書の作成（6月～7月）
- ・「公の施設」概要調書に基づく各課ヒアリング（9月～10月）
- ・指定管理者制度導入計画（素案）の作成（11月～12月）
- ・パブリックコメント手続き（1月）
- ・各区地域協議会への報告（1月予定）
- ・企画調整会議・庁議への付議、計画の決定（2月予定）
- ・市議会への報告（3月予定）
- ・計画期間の開始（4月予定）

3 計画のポイント

旧計画の考え方を踏襲し、現在直営管理をしている施設を、

①指定管理者制度を導入する施設（41施設）

②今後も直営管理を行う施設（117施設）

③当面直営とするが、民営化などを検討する施設（1施設）の3種類に分類。

また、復興事業などによる新たな施設の建設が想定されるため、

④新たに整備する施設について、記載。

なお、震災により大きな被害を受けた施設や、周辺環境の放射線量が高い施設については、今後の住民帰還の状況や除染の推進による放射線量の低減状況などにより、**今後施設のあり方について検討を行っていく施設**とした。

4 計画期間

平成31年度～平成35年度の5年間

5 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵便またはファクス、電子メールなどで提出してください。（法人又は団体の場合は、名称、所在地及び代表者を明記してください。）

6 意見の提出期限

平成31年1月4日（金曜日）～平成31年1月24日（木曜日）

7 公表場所（閉庁日、休館日を除く）

企画課、市民課総合案内窓口、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

8 担当課

復興企画部企画課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電話：0244-24-5358 FAX：0244-23-2511

e-mail：kikaku@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市指定管理者制度導入計画

(第 3 版)

(素 案)

平成31年●月
福島県南相馬市

目 次

1	はじめに	1
2	指定管理者制度導入の考え方	1
	(1) 基本的な考え方	1
	(2) 「公の施設」の管理形態の検討方法	2
	公の施設のあり方と管理運営形態の検討フロー	3
3	指定管理者制度導入計画	4
	(1) 計画期間	4
	(2) 指定管理者制度導入計画の位置付け	4
	(3) 個別施設ごとの導入計画	5
	①指定管理者制度を導入する施設	5
	②今後も直営で管理する施設	5
	③当面直営とするが、民営化などを検討する施設	8
	④新たに整備する施設	8
	(参考) ①すでに指定管理者制度を導入している施設	9
	②今後施設のあり方について検討を必要とする施設	11
	(4) 指定管理者制度導入後の管理運営	11

1 はじめに

公の施設¹の管理運営については、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とする「指定管理者制度」が新たに創設されました。

本市においては、平成19年4月の「南相馬市指定管理者制度導入計画」（以下、「初版」という。）策定につづき、平成26年3月には初版の見直しを行い、「南相馬市指定管理者制度導入計画（第2版）」（以下、「第2版」という。）を策定しました。

第2版の計画期間（平成26年度から平成30年度までの5年間）においては、積極的に制度導入の取り組みにより、42の公の施設において制度を導入し、住民サービスの向上と経費の縮減に一定の成果を上げてきました。

今回、第2版の計画終期を迎えるため、改めて市内の公の施設のあるべき管理形態を検討しなおし、今後5年間の指定管理者制度導入計画を策定するものであり、引き続き公の施設におけるさらなる住民サービスの向上及び経費の縮減に努めてまいります。

2 指定管理者制度導入の考え方

（1） 基本的な考え方

指定管理者制度の導入については、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために、民間の持つ能力やノウハウを活用することで、サービスの質の向上とコストの縮減が図れるかどうかを公の施設ごとに十分検証したうえで、指定管理者制度の導入が有効と判断した施設について、積極的に導入します。

¹ 公の施設とは、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義され、次の5つの要件を満たすものといわれています。①住民の利用に供するためのもの。②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの。③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの。④地方公共団体が設けるもの。⑤施設であること

したがって、住民の利用に供することを目的としない市役所庁舎などは、公の施設には該当しません。

(2)「公の施設」の管理形態の検討方法

現在、すでに指定管理者制度を導入している施設を除くすべての公の施設について、職員の配置状況や収支状況等実態を把握したうえで、今後もその施設を設置すべきなのか、設置すべきであれば、今後の管理運営形態として市がみずから管理運営すべきなのか、あるいは民間事業者等に任せるべきのかなどについて検証しました。

その際、指定管理者制度導入の可能性を検討するにあたっては、次の項目について検証したうえで、総合的に判断することとしました。

① 利用者等市民本位の視点での管理運営ができるか

施設の管理運営を民間事業者等に委任することで、利用者ニーズに合った開館日、時間の拡大等サービス内容の充実や、民間事業者等が持つノウハウを活用できるかなどを検証。

② 施設特性を最大限引き出すことができるか

民間事業者等が運営することにより、その施設が持つ特性等を十分に引き出すことが可能かなどを検証。

③ 施設経営コストを縮減できるか。

民間事業者等が運営することにより、現状の住民サービスの質を維持、あるいは現状よりも向上させながら、施設運営にかかるコストを縮減できるかなどを検証。

④ 管理体制を確保できるか

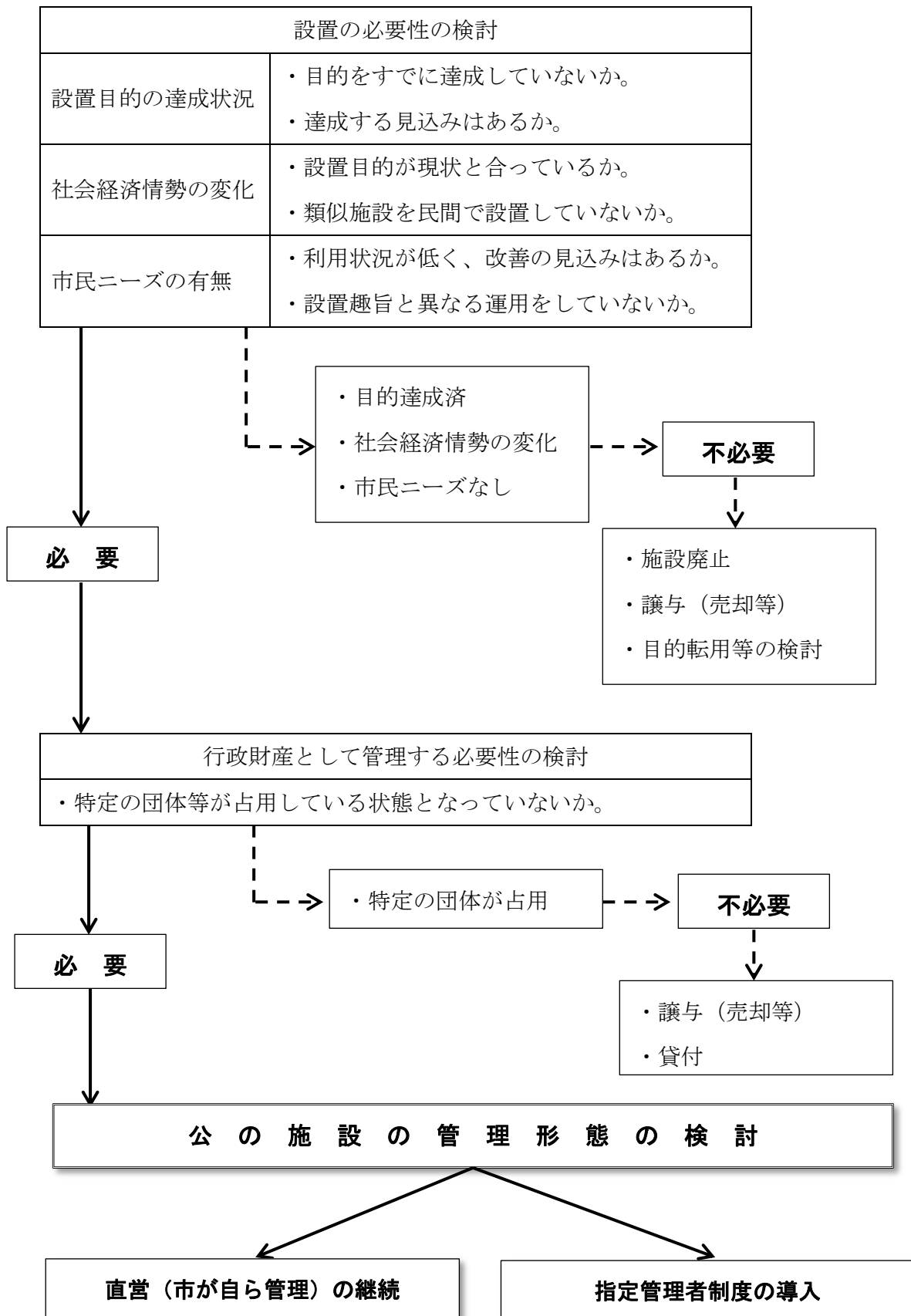
民間事業者等が運営しても、施設利用の平等性や守秘義務について、市が管理運営を行うのと同様の体制を確保できるかなどを検証。

⑤ 民間事業者等の実施状況はどうか

同種、類似施設を民間事業者等が運営している場合は、市が積極的に関与する必要性が薄れていないか、その民間事業者等が市の施設を管理運営することは可能かなどを検証。

これらの視点を踏まえ、次ページのフロー手順に従い検証を行いました。

公の施設のあり方と管理運営形態の検討フロー



3 指定管理者制度導入計画

指定管理者制度導入の可能性を検証した結果、導入効果が高いと判断した施設については、導入予定時期を設定し、以下のとおり導入計画として取りまとめ、積極的に制度導入を推進していくこととします。

【総括表】

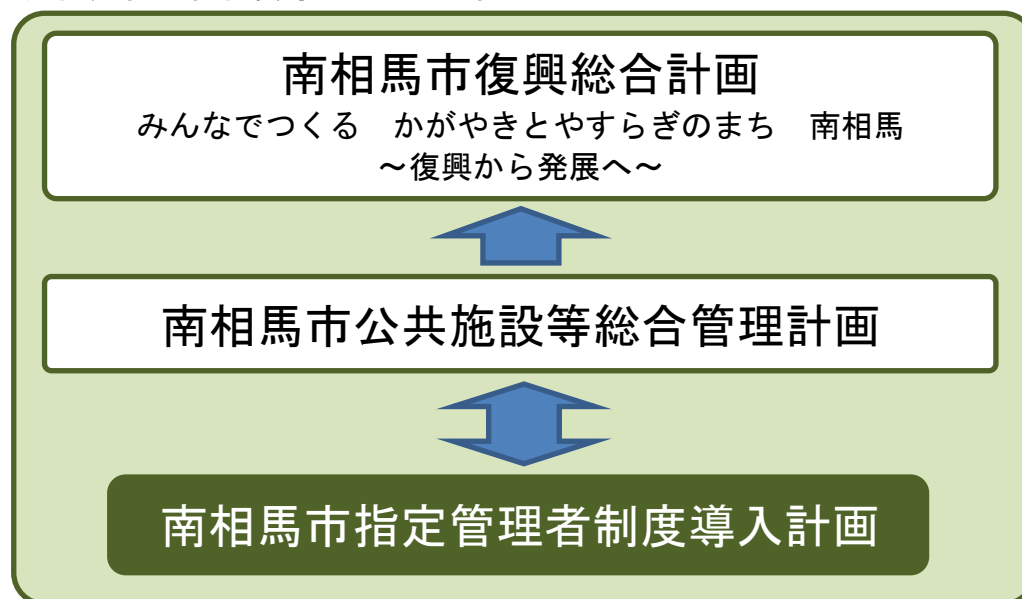
現行の管理運営形態	検討後の管理運営形態	施設数
直 営	①指定管理者制度導入	4 1
	②今後も直営（業務委託の推進を含む）	1 1 7
	③民営化を含めて管理運営形態を検討	1
管理運営形態検討施設数合計		1 5 9

（１）計画期間

2019（平成31）年度から2023年度までの5年間を計画期間とし、計画的に取り組んでいきます。

また、社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すなど、計画の不断の検証を行っていきます。

（２）指定管理者制度導入計画の位置付け



(3) 個別施設ごとの導入計画

①指定管理者制度を導入する施設

現在、市が直営で管理運営している施設だが、指定管理者制度を導入することで、市民サービスの向上や施設管理経費の縮減が可能と判断した施設

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	導入予定時期
小高区復興拠点施設	1	小高区 地域振興課	2020 年 4 月
市営住宅	3 8	建設部	2023 年 4 月
定住促進住宅	2	建築住宅課	2023 年 4 月
施 設 数 小 計	4 1		

②今後も直営で管理する施設

現在、市が直営で管理している施設で、施設の性格、機能等から市が自ら管理運営を行うべき施設や、施設の管理運営の内容が簡易な維持管理のみで、指定管理者制度を導入しても管理経費の縮減が望めない施設。

なお、今後も直営で管理する施設であっても、引き続き指定管理者制度の導入可能性を検討するとともに、可能な限り民間への業務委託を推進することで、管理経費の縮減に努めます。

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備 考
原ノ町駅前駐輪場	1	市民生活部 生活環境課	
磐城太田駅前駐輪場	1		
原町区内市営墓地	2		
雪浄化センター	1		
クリーン原町センター	1		
有害鳥獣焼却施設	1		
小高生涯学習センター 「浮舟文化会館」	1	市民生活部 生涯学習課	

鹿島生涯学習センター	1	市民生活部 生涯学習課	
鹿島農村環境改善センター	1		
原町生涯学習センター 「サンライフ南相馬」	1		
就業改善センター	1		
小高コミュニティセンター	1		
高平生涯学習センター	1		
大甕生涯学習センター	1		
太田生涯学習センター	1		
石神生涯学習センター	1		
ひがし生涯学習センター	1		
ひばり生涯学習センター	1		
わんぱくキッズ広場	1	健康福祉部 子育て支援課	
かしまわんぱく広場	1		
みんなの遊び場	1		
小高保健福祉センター	1	健康福祉部 健康づくり課	
鹿島保健センター	1		
原町保健センター	1		
高松ホーム	1	健康福祉部 高松ホーム	
労働福祉会館	1	経済部 商工労政課	
大町地域交流センター	1	経済部 農林整備課	
原ノ町駅前自動車駐車場	1	建設部 都市計画課	
原町区内都市公園	3 2		
就業等人材確保住宅	2	建設部 建築住宅課	
水道事業	1	建設部 水道課	
工業用水道事業	1		

下水道事業	1	建設部	
鹿島区内農業集落排水処理施設	4	下水道課	
総合病院	1	総合病院事務部 事務課	
小高病院	1	小高病院事務部 事務課	
小高区内営農共同給水施設	4	小高区	
小高区内都市公園	6	産業建設課	
鹿島公園墓地	1	鹿島区 市民福祉課	
鹿島区内農村公園	6	鹿島区	
鹿島区内都市公園	10	産業建設課	
鹿島児童クラブ	1	教育委員会事務局 幼児教育課	
八沢児童クラブ	1		
児童センター	3		
保育園	6		
博物館	1	教育委員会事務局 文化財課	
中央図書館	1	教育委員会事務局 中央図書館	
小高図書館	1		
鹿島図書館	1		
埴谷・島尾記念文学資料館	1		
市民情報交流センター	1		
中央図書館及び市民情報交流センター自動車駐車場	1		
施設数小計	117		

③当面直営とするが、民営化などを検討する施設

現在、市が直営で管理している施設であるが、特定の地域に密着した施設や、民間でも同種のサービスを行っている施設で、市が管理し続けるよりも、市の施設としては廃止し、地域団体や民間へ貸与、あるいは譲与したほうが有効な活用が見込まれる施設。

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備 考
角川原総合研修センター	1	鹿島区 産業建設課	
施 設 数 小 計	1		

④新たに整備する施設

今後、新たに整備する施設について、指定管理者制度の導入可能性を検討するとともに、可能な限り民間への業務委託を推進することで、管理経費の縮減に努めます。

参考

①すでに指定管理者制度を導入している施設

平成30年12月1日現在、指定管理者による管理運営を行っている施設で、今後も引き続き指定管理者による管理運営を行っていく施設。

なお、仮設住宅用地として使用している等により、本来の利用ができない施設等については、下表において「休止中」としております。

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備 考
原町斎場	1	市民生活部 生活環境課	
小高体育センター	1	市民生活部 スポーツ推進課	
小高東部運動場	1		※休止中
小高中部運動場	1		
小高西部運動場	1		
小高片草運動場	1		※休止中
千倉体育館	1		
前川原体育館	1		
千倉グラウンド	1		※休止中
前川原グラウンド	1		
千倉テニスコート	1		※休止中
みちのく鹿島球場	1		
鹿島体育館	1		
雲雀ヶ原陸上競技場	1		
夜ノ森公園テニスコート	1		
テニスコート	1		
弓道場	1		
野球場	1		
市民プール	1		
屋内市民プール	1		

小川町体育館	1	市民生活部 スポーツ推進課	
サッカー場	1		※休止中
北新田運動場	1		
北新田野球場	1		
相撲場	1		
栄町柔剣道場	1		
パークゴルフ場	1		
スポーツセンター	1		
馬事公苑	1		
市民文化会館	1	市民生活部 生涯学習課	
原町老人福祉センター	1	健康福祉部 長寿福祉課	
大町商業施設	1	経済部 商工労政課	
野馬追通り銘醸館	1	経済部 観光交流課	
道の駅南相馬	1		
サービスエリア利活用拠点施設	1		
小高老人福祉センター	1	小高区 市民福祉課	
小高区商業施設	1	小高区 産業建設課	
かしま交流センター	1	鹿島区 地域振興課	
真野交流センター	1		
鹿島デイサービスセンター	2	鹿島区 市民福祉課	
水産業共同利用施設	1	鹿島区 産業建設課	
施設数小計	42		

②今後施設のあり方について検討を必要とする施設

東日本大震災により大きな被害を受けた施設については、今後の住民帰還の状況などにより施設のあり方について検討を行っていく。

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備 考
鹿島B & G海洋センター	1	市民生活部 スポーツ推進課	
ふれあいハウス 及び村上キャンプ場	1	小高区 産業建設課	

(4) 指定管理者制度導入後の管理運営

指定管理者制度は施設管理を指定管理者に代行させるものであることから、制度を導入した施設の管理運営に市が直接関与することはありません。

しかし、公の施設の設置者としての管理・監督責任を果たすためには、適切な管理業務の指導・監督により、施設の適正管理の確保を図らなければなりません。

そのためには、指定管理者による施設の管理運営において、適正かつ確実なサービスの提供が確保されているかどうかを確認する義務があり、必要とされる「モニタリング機能」の確保と一層の充実が求められています。

本市においては、毎年、指定管理者の業務内容を評価し、実地調査を行い、必要に応じて是正措置を講じています。また、評価結果については、指定管理者の取り組み意欲を高めるため、市民に公表するなど、指定管理者のレベルアップに努めております。

今後ともモニタリングを適切に実施し、施設の適正な管理を確保してまいります。

南相馬市指定管理者制度導入計画

(2019～2023 年度)

2019 年●月

【発行】

福島県南相馬市復興企画部企画課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

TEL0244-24-5358